

日本での国際離婚で大事な2つのこと(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、いわゆる国際離婚のうち、日本国籍の方と外国籍の方というご夫婦が日本で離婚する場合に大事な2つのこと(準拠法、国際裁判管轄)を解説致します。

まず1つめは、どこの国の法律で離婚をするのかという問題です。

法律というのは国によって色々違うわけですが、ご夫婦の一方が外国籍ですので、日本の法律を使うのか、それとも外国の法律を使うのかというのが問題になるわけです。

ものすごく簡単に言いますと、ご夫婦の一方が日本国籍で、その方が日本にある程度長期間住んでいて、日本で離婚の手続を行うときには、日本の法律を使うことになります。

そうしますと、基本的には、別の動画ですが、「離婚で大事な3つのこと」と、「離婚のやり方3ステップ」でお話した内容となります。

<https://youtu.be/88--A7RBW4>

次に、離婚の裁判をする場合、どこの国の裁判所で離婚をするのかという問題があります。

まず、ご夫婦双方が日本にお住まいであれば、日本の裁判所に離婚の裁判(離婚訴訟)を起こすことができます。

しかし、ご夫婦の一方が外国にお住まいで、もう一方が日本にお住まいの場合には、原則としては、被告(訴えられる方)の住所地の国の裁判所に訴えることになります。

ですので、日本にいる方が原告(訴える方)となって、外国にいる一方を被告として裁判を行う場合には、原則として、その外国の裁判所で裁判をすることになります。

しかし、それではあまりに日本にいる原告が困ってしまうことがありますので、例外として、最高裁判所大法廷昭和39年3月2日判決は、原告が日本に住所を有していて、①原告が遺棄された場合、②被告が行方不明である場合、③その他これに準ずる場合には、日本で離婚の裁判を起こしてよいという内容の判断をしました。

ここで、「遺棄」というのは捨てられる、ということですから、例えば外国にいる旦那さんが長いこと全く生活費を払わないという状況かと思えます。

「これに準ずる場合」というのは、例えば、日頃からひどい暴力を受けていて、相手のいる外国で離婚の裁判をするともたか酷い暴力を受けるというような場合に、日本で裁判してよいとした判決があります(東京地裁平成16年1月30日判決)。ですから、そういう暴力の証拠が大事になってきます。

その後、人事訴訟法というのが改正されて、現在(2021年4月16日現在)は、以下に該当する場合にも、日本の裁判所に離婚訴訟を提起できるようになっております。

- ① 身分関係の当事者の一方に対する訴えであって、当該当事者の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。
- ② 身分関係の当事者の双方に対する訴えであって、その一方又は双方の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。
- ③ 身分関係の当事者の一方からの訴えであって、他の一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。
- ④ 身分関係の当事者の双方が死亡し、その一方又は双方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。
- ⑤ 身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき(その一方又は双方がその死亡の時に日本の国籍を有

していたときを含む。)

- ⑥ 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであって、当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。
- ⑦ 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであって、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。